

土砂埋立行為等を行う土地の所有者の同意書

土砂埋立行為の許可を受けようとする者

郵便番号

住 所

氏 名 [法人にあっては、名称
及び代表者の氏名]

土砂埋立行為等を行う土地の所在及び地番

私は、神奈川県土砂の適正処理に関する条例第8条第2項の規定に基づき、上記の土砂埋立行為の許可を受けようとする者から、上記に記載した私の所有する土地における土砂埋立行為及び土砂埋立行為に伴う土砂の崩壊又は流出を防止するため必要な措置（以下「土砂埋立行為等」という。）について、説明を受けて当該土砂埋立行為等を行うことについて同意しました。

なお、説明を受けた事項は次のとおりです。

- (1) 土砂埋立行為の許可を受けようとする者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 土砂埋立区域の位置、区域及び面積
- (3) 土砂埋立行為を行う土地の面積
- (4) 土砂埋立行為の目的
- (5) 土砂埋立行為の最大堆積時に用いる土砂の数量及び土砂埋立行為等に係る工事を行う期間
- (6) 土砂埋立行為を行う土地の区域における土砂埋立行為を行う前の地盤面の最も低い地点と土砂埋立行為によって生じた地盤面の最も高い地点との垂直距離
- (7) 排水施設その他の土砂の崩壊又は流出を防止するための施設の計画
- (8) 土砂埋立行為等に必要な経費
- (9) 土砂埋立行為の完了時及び最大堆積時の土地の形状
- (10) 土砂埋立行為等を行っている間における災害発生の防止のための方法
- (11) 土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

年 月 日

土地の所有者

郵便番号

住 所

氏 名

[法人にあっては、名称並
びに代表者の氏名及び印]

注意事項

- 1 土砂埋立行為等を行うことについて同意をした土地の所有者は、次のことを行わなければなりません。
 - (1) 土砂埋立行為等が行われている間、少なくとも3月に1回、当該土砂埋立行為等の施工状況を確認すること。
 - (2) (1)の確認の結果、許可の内容と明らかに異なる土砂埋立行為等が行われていることを知ったときは、許可をした神奈川県土木事務所長（神奈川県治水事務所長）に報告すること。
 - (3) 土砂埋立区域において、土砂の崩壊、流出その他の災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、許可をした神奈川県土木事務所長（神奈川県治水事務所長）に通報すること。
- 2 1(1)の確認又は1(2)の報告を怠った場合には、土地の所有者は、土砂の除却その他必要な措置を講ずるよう勧告又は命令を受けることがあります。

(裏)

神奈川県土砂の適正処理に関する条例（抜粋）

（土砂埋立行為等に係る土地の所有者の義務）

第26条の2 第9条第1項又は第11条第1項の許可を受けた土砂埋立行為等につき第8条第2項の同意をした土地の所有者（以下「同意をした土地の所有者」という。）は、当該土砂埋立行為等が行われている間、少なくとも3月に1回、規則で定めるところにより、当該土砂埋立行為等の施工状況を確認しなければならない。

2 同意をした土地の所有者は、前項に規定する確認の結果、第9条第1項又は第11条第1項の許可の内容と明らかに異なる土砂埋立行為等が行われていることを知ったときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

3 同意をした土地の所有者は、当該土砂埋立区域において、土砂の崩壊、流出その他の災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を知事に通報しなければならない。

（土砂埋立行為等に係る土地の所有者への勧告及び命令）

第26条の3 知事は、第13条第3項、第18条第2項、第25条第1項（第9条第1項の許可を受けずに土砂埋立行為が行われた場合を除く。）又は第25条第2項において準用する同条第1項の規定により土砂の除却その他必要な措置を命じた場合において、当該命令を受けた者がその命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る土砂埋立行為等を行う土地の所有者で次の各号のいずれかに該当する者に対し、土砂の除却その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 前条第1項に規定する確認を怠った者（当該確認を行うべき時期において、第9条第1項又は第11条第1項の許可の内容と明らかに異なる土砂埋立行為等が行われていた場合に限る。）

(2) 前条第2項に規定する報告を怠った者

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた土地の所有者がその勧告に従わないときは、その者に対し、土砂の除却その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。